

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、一般競争入札の実施について必要な事項を次のとおり公告する。

令和8年10月16日

千葉県館山市長 森 正 一

1 入札に付する事項

- (1) 委 託 業 務 名 市道4040号線外1線 除草等管理業務委託
- (2) 委 託 業 務 箇 所 館山市 見物外 地内
- (3) 業 務 概 要 除草等管理業務委託 一式
・除草工 A=3,130m²
- (4) 履 行 期 間 契約日から令和9年1月29日まで
- (5) 予 定 価 格 非公表
- (6) 最低制限価格 **設定あり・事後公表**
（館山市業務委託に係る最低制限価格制度実施要綱第3条の規定を適用）
※別紙「最低制限価格の設定について」を参照のこと。
- (7) 入 札 方 式 制限付一般競争入札（電子入札・事後審査方式）
- (8) そ の 他 電子契約サービスを選択することができる。

2 入札参加資格要件

- (1) 公告日現在、令和8・9年度館山市入札参加適格者名簿に、委託の営業種目「緑地管理・道路清掃」→「除草・緑地管理」で登載されている者
- (2) 館山市内に本社・本店のある者
- (3) 当該業務の入札開始日から開札日までの間に、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 対象業務の入札日前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

3 設計図書の縦覧等

- (1) 縦覧場所 ちば電子調達システムの「入札情報サービス」
- (2) 縦覧期間 令和8年10月16日（金） から
令和8年10月28日（水） まで
- (3) 質問方法 質問がある場合は、電子メール又は持参により、所定の質問書を提出すること。
 - ア 提出期限 令和8年10月21日（水） 午後4時30分まで
 - イ 提出先 末尾記載の業務担当課

ウ 回答方法 令和8年10月23日(金) までに、ちば電子調達システムの「入札情報サービス」で公表する。

4 入札期間及び方法等

- (1) 入札期間 令和8年10月26日(月) 午前9時00分から
令和8年10月27日(火) 午後4時30分まで
- (2) 提出方法 ちば電子調達システムの「電子入札システム」により提出すること。
- (3) 提出書類 入札書(電子入札システムにより作成)
- (4) 入札金額 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 留意事項 入札に参加しようとする者は、事前に「2 入札参加資格要件」に記載する要件を全て満たしていること、また本業務に係る設計図書等を熟覧し、本業務の内容を適切に履行できることを確認した上で入札すること。

5 開札

- (1) 開札予定日時 令和8年10月28日(水) 午前10時10分
- (2) 開札場所 館山市役所本館2階 行革財政課

6 資格審査及び落札者の決定

- (1) 本入札は事後審査方式であるため、予定価格と最低制限価格の範囲内での最低価格入札者を落札候補者とし、資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合に落札者とする。
- (2) 落札候補者に関する通知は、開札後、電子入札システムにより「保留通知書」を送付する。
- (3) 落札候補者は、開札日の翌日(閉庁日に当たる場合は翌開庁日)正午までに、次の資格確認書類を提出しなければならない。(電子メールによる提出も可)
 - ① 制限付一般競争入札(事後審査型)参加資格確認申請書兼誓約書(以下「申請書」という)
 - ② 電子契約利用同意書(電子契約サービスを選択する場合のみ提出)
- (4) 落札決定は、原則として開札日から3日以内に行い、電子入札システムにより「落札者決定通知書」を応札者全員に送付する。
- (5) 落札候補者となった者が正当な理由なく落札者とならなかったとき又は落札者となった者が正当な理由なく契約を締結しなかったときは、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置の対象とする。

7 入札保証金 免除する。

8 契約保証金 免除する。

9 無効入札 入札に参加する資格のない者の行った入札、入札に関する条件に違反した入札など、館山市電子入札約款第7条に該当する入札は無効とする。

10 留意事項

- (1) 入札参加者がいない場合を除き、入札は執行するものとする。

- (2) 申請書及び添付書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された申請書及び添付書類は、提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された申請書及び添付書類は、返還しない。

11 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、館山市電子入札約款及び館山市電子調達システム運用基準並びに館山市財務規則を適用する。
- (2) 問合せ先は、次のとおりとする。

[入札及び契約担当課]

館山市 総務企画部 行革財政課 契約検査係

電 話 0 4 7 0 - 2 2 - 3 2 3 5 (直通)

E-mail keiyaku12205@city.tateyama.chiba.jp

[業務担当課]

館山市 建設経済部 建設課 維持係

電 話 0 4 7 0 - 2 2 - 3 6 3 7 (直通)

E-mail kensetuka@city.tateyama.chiba.jp

最低制限価格の設定について

本業務委託の最低制限価格は、「館山市業務委託に係る最低制限価格制度実施要綱」第3条の規定を適用し、以下の算定方法に基づき額を定めております。

【算定方法】（税抜）

下記表の業務の区分に応じ、予定価格算出の基礎となった同表の最低制限価格の基準となる額の欄に定める額を合計し、千円未満を切り捨てた額としています。

業務	最低制限価格の基準となる額	上限割合	下限割合
土木関係の建設 コンサルタント 業務	・直接人件費の額 ・直接経費の額 ・その他原価に100分の90を乗じて得た額 ・一般管理費等に100分の50を乗じて 得た額 の合計額	100分 の81	100分 の60
建築関係の建設 コンサルタント 業務	・直接人件費の額 ・特別経費の額 ・技術料等経費に100分の60を乗じて 得た額 ・諸経費に100分の60を乗じて得た額 の合計額	100分 の81	100分 の60
測量業務	・直接測量費の額 ・測量調査費の額 ・諸経費に100分の50を乗じて得た額 の合計額	100分 の82	100分 の60
地質調査業務	・直接調査費の額 ・間接調査費に100分の90を乗じて得た額 ・解析等調査業務費に100分の80を乗じて 得た額 ・諸経費に100分の50を乗じて得た額 の合計額	100分 の85	3分の2

補償関係コンサルタント業務	・直接人件費の額 ・直接経費の額 ・その他原価に１００分の９０を乗じて得た額 ・一般管理費等に１００分の５０を乗じて得た額の合計額	１００分の８１	１００分の６０
要綱第２条第２号に掲げる業務※	予定価格に１００分の８０を乗じて得た額		

ただし、上記の方法で算出した額が、予定価格（税抜）に同表上限割合の欄に定める割合を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格（税抜）に上限割合を乗じて得た額から千円未満を切り捨てた額とします。

また、予定価格（税抜）に同表下限割合の欄に定める割合を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格（税抜）に下限割合を乗じて得た額から千円未満を切り捨てた額とします。

※「要綱第２条第２号に掲げる業務」とは、以下のとおりです。

業務委託のうち、館山市物品等入札参加業者適格者名簿（委託）に掲げる業種（大分類）が、次のいずれかに該当するもの（ア及びイについては、年間を通じて継続的に人員を配置し履行するものに限る）

- ア 建物管理・清掃
- イ 警備・受付・施設運営
- ウ 緑地管理・道路清掃

【算定方法】（税込）

◎最低制限価格（税込）＝ 最低制限価格（税抜）×１１０／１００

※「税抜」：消費税及び地方消費税に相当する額を除く額

※「税込」：消費税及び地方消費税に相当する額を含む額